

熊本市職員採用プロモーション動画制作業務  
基本仕様書

1 業務名

熊本市職員採用プロモーション動画制作業務

2 業務の目的等

本市では、優秀な人材を確保するため、受験対象者向けに、採用説明会の開催やパンフレット制作を行っている。加えて、近年では、技術職の職員が働く現場を、技術職志望者が見学できる「技術職現場見学ツアー」や「市役所ってどんなところ？」をテーマに、部署ごとに実際の仕事の内容を直接伝える「仕事まるわかりセミナー」を実施し、広報活動に力を入れているところである。

しかし、採用市場の競争激化もあって、受験者減少は続いているのが現状である。

そこで、就職先として熊本市役所に関心を持ってもらうとともに、採用のミスマッチを防ぐことなどを目的とし、従来の広報活動と異なり、よりわかりやすく、多くの情報を短時間に、効率的かつ効果的に発信するため、本市職員として働くことの魅力を伝える採用プロモーション動画を制作する。

コロナ禍で集まる機会が少ない状況だからこそ、様々な場面で活用できる採用プロモーション動画は有用である。

効果としては、動画を視聴した人が本市職員になりたいという実感を持ち、結果的に本市における職員採用試験の受験者数が増え、本市が求める人材を獲得することを期待する。

3 業務内容

(1) 業務内容

ア 企画、構成

(ア) 動画の種類

実写とする。動画本数は、10分程度、3分程度（ショート版①）、15秒程度（ショート版②）の3本とする。

(イ) 動画の構成

全体的なPRと複数職種の職員に対するインタビューを入れる。

【職種例】

事務職・技術職・社会福祉職・心理相談員・保健師・文化財専門職・獣医師・ 薬剤師・助産師・学芸員・看護師・消防職・保育士
--

(ウ) 動画の素材

基本的に受託者で用意する。委託者が所有する情報（映像や図）を使用したい場

合は、協議の上、提供する。

なお、第三者（本市及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を受託者が行うこと。

#### イ 撮影、取材、インタビュー

##### (ア) 映像撮影

映像撮影にかかる費用は、受託者が負担する。

撮影場所は、本市職員の職場を想定しているが、それ以外の場所で撮影をする場合、関係機関への許可手続等が必要となったときには、委託者と協議の上、受託者で手続を行うこと。

##### (イ) 取材、インタビューの実施

本市職員に対して行い、対象者の職種や部署については、委託者と協議の上、決定する。

なお、本市職員以外の出演者を起用する場合には、肖像権の問題が発生しないよう、受託者が権利処理等の手続を行うこと。

#### ウ 編集作業

##### (ア) ナレーションや字幕、音楽の挿入

必要に応じ、ナレーションや字幕、音楽を適宜活用すること。

##### (イ) 映像の加工・編集

成果品の主な用途としては、本市ホームページやSNSへのアップロード、採用説明会の会場で使用するスクリーンでの上映等を予定しているので、それに対応した加工・編集を行うこと。

#### (2) コンセプト

ア ターゲットは、主に受験資格を有する高校生・大学生とする。

イ 市の職員（公務員）の採用広告という従来のイメージにとらわれず、印象に残る内容とする。

ウ 動画を見た人が、本市職員として働くことの魅力ややりがいを具体的に感じ、実際に働く姿を思い描けるものとする。

#### 4 委託期間

契約締結日から令和3年（2021年）11月30日（火）まで

#### 5 成果物（納品）

制作した動画は、次のとおり納品すること。

なお、納品枚数は、委託者と協議の上決定する。

##### (1) DVD形式

※ 採用説明会等のスクリーンで上映予定

(2) インターネット配信用データ形式（m p 4形式をDVDに記録して納品）

※ 本市ホームページやSNSで配信予定

## 6 著作権に係る留意事項

本業務の成果品及び本業務の実施に当たり、新たに制作、撮影したもの等に関する所有権、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び利用権は委託者に帰属するものとする。

## 7 予算額

1, 760千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を提案上限額とする。

## 8 守秘義務

受託者は、委託者が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## 9 その他

- (1) 受託者は、業務遂行に当たり、成果品を期限までに納品できるよう、スケジュール管理を徹底し、十分な体制で臨むこと。
- (2) 動画の編集内容の最終決定までに、動画の内容を委託者が確認し、必要な場合には修正や指示を行える機会を設けること。
- (3) 本仕様書について、記載のない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と協議して決定すること。